



平成 22 年 6 月 1 日

各 位

会社名 レシップ株式会社
代表者名 代表取締役
社長執行役員 杉本 眞
(コード番号 7213：東証第二部・名証第二部)
問合せ先 取締役常務執行役員 山口 芳典
(電話番号：058-323-7647)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 24 日開催予定の第 58 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、平成 22 年 10 月 1 日（予定）をもって、当社が営む全ての事業（但し、「レシップ電子株式会社」及び「LECIP INC.」の 2 社に係る子会社管理事業は、純粋持株会社の業務とするため、除外する。）を、新たに設立する当社 100%子会社 2 社にそれぞれ承継させ、これまでの事業会社から持株会社へ経営組織を変更いたします。

これに伴い、現行定款第 1 条（商号）及び第 2 条（目的）を変更するものであります。なお、この変更につきましては、平成 22 年 6 月 24 日開催予定の第 58 回定時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が承認されることを条件とし、併せて平成 22 年 10 月 1 日に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 22 年 6 月 24 日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成 22 年 10 月 1 日（金曜日）

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条(商号) 当社はレシップ株式会社と称し、英文では LECIP CORPORATION と表示する。</p> <p>第2条(目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 電気機械器具及びこれに関連する製品の製造、並びに販売</p> <p>2. 医療用機械器具、その他の精密機械器具及びこれらに関連する製品の製造並びに販売</p> <p>3. 一般機械器具並びに輸送用機械器具及びこれらに関連する製品の製造並びに販売</p> <p>4. 鉄鋼、非鉄金属製品及びこれらに関連する製品の製造並びに販売</p> <p>5. 前各号に付帯、又は関連する工事の設計、施工</p> <p>6. 前各号に掲げる製品及び部品の輸出及び輸入</p> <p>7. 損害保険代理業、自動車損害賠償保険法にもとづく保険代理業及び生命保険代理業 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>8. 前各号に付帯する一切の業務 (新設)</p> <p>第3条から第40条(条文略) (新設)</p>	<p>第1条(商号) 当社はレシップホールディングス株式会社と称し、英文では LECIP HOLDINGS CORPORATION と表示する。</p> <p>第2条(目的) <u>1. 当社は次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p><u>(1) 電気機械器具及びこれに関連する製品の製造、並びに販売</u></p> <p><u>(2) 産業用機械器具、その他の精密機械器具及びこれらに関連する製品の製造並びに販売</u></p> <p><u>(3) 一般機械器具並びに輸送用機械器具及びこれらに関連する製品の製造並びに販売</u></p> <p><u>(4) 鉄鋼、非鉄金属製品及び化学製品並びにこれらに関連する製品の製造並びに販売</u></p> <p><u>(5) 前各号に付帯、又は関連する工事の設計、施工</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げる製品及び部品の輸出及び輸入並びにこれらの代理業及び仲立業</u></p> <p><u>(7) 損害保険代理業、自動車損害賠償保険法にもとづく保険代理業及び生命保険代理業</u></p> <p><u>(8) 不動産の売買・仲介・賃貸・管理業務</u></p> <p><u>(9) 物品のリース・レンタル業</u></p> <p><u>(10) 経営コンサルタント業</u></p> <p><u>(11) 投資業</u></p> <p><u>(12) 著作権、特許等の知的財産権、ノウハウ、システム技術その他ソフトウェアの企画、開発、取得、販売、利用及び仲介</u></p> <p><u>(13) 情報の処理及び提供並びに電気通信事業</u></p> <p><u>(14) 電気工事、機械器具設置工事及び関連する建設工事</u></p> <p><u>(15) 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>2. <u>当社は前項に付帯する業務を行うことができる。</u></p> <p>第3条から第40条(現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>本改正は、平成22年6月24日開催予定の第58回定時株主総会において付議される「新設分割計画承認の件」が承認されることを条件として、平成22年10月1日に効力が発生するものとする。</u></p> <p>第2条 <u>附則第1条及び本条は、平成22年10月1日をもってこれを削除する。</u></p>